

倉情・個審答申第42号
平成18年9月7日

倉敷市長様

倉敷市情報公開・個人情報保護審査会
会長 白井公平

平成18年4月27日付け道第189号で諮問のあった次の事案について、別紙のとおり答申します。

記

「平成18年2月7日付け道第2322号で行った開示請求却下の決定」に対する異議申立てについての事案

第1 審査会の結論

実施機関の決定は妥当である。

第2 異議申立てに係る経緯

- 1 異議申立人は、平成18年1月23日、倉敷市情報公開条例（以下「公開条例」という。）第6条の規定に基づき、倉敷市長（以下「実施機関」という。）に対して「倉敷市（請求日現在では倉敷市となっている自治体分を含む）が平成12年度から平成16年度までに国有財産特別措置法第5条第1項第5号の規定に基づく国有財産譲与申請のために業務委託（委託名：譲与図面原図の保存及び利活用業務）により倉敷市が取得した成果品（公文書・電磁的記録）（道路法第90条第2項及び下水道法第36条の財産を含む）」及び「合併前、真備町が平成13年度から平成16年度までに国有財産特別措置法第5条第1項第5号の規定に基づく国有財産譲与申請のために業務委託（委託名：真備町法定外公共物等調査・申請図書作成業務）により真備町が取得した成果品（公文書・電磁的記録）（道路法第90条第2項及び下水道法第36条の財産を含む）」について開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 実施機関は、本件開示請求に係る行政文書として「国有財産譲与申請に係る特定図面（CD-R）」（以下「本件行政文書」という。）を特定したが、公開条例第2条第2号に規定する「行政文書」に該当しないと認められるとして、開示請求却下処分（以下「本件処分」という。）を行い、平成18年2月7日付け道第2322号により異議申立人に通知した。
- 3 異議申立人は、本件処分を不服として、平成18年3月7日、実施機関に対し行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づく異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。
- 4 実施機関は、公開条例第17条の規定に基づき、平成18年4月27日付け道第189号「諮問書」により倉敷市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に対して本件異議申立てについて諮問した。

第3 異議申立人の主張要旨

異議申立書の記載内容をまとめると、異議申立人の主張は概ね次のとおりである。

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消して、本件行政文書の開示を求める。

2 異議申立ての理由

- (1) 本件行政文書は、「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成11年法律第87号）」の交付によって管理及び財産管理を倉敷市の自治事務とされたことにより、里道・水路等の法定外公共物について国から譲与を受けた際に、倉敷市が業務委託により成果品として取得したものであり、公開条例第2条第2項に規定する、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム、磁気テープその他情報が記録された媒体であって、実施機関の職員が組織的に用いるものとして、実施機関が保有している「行政文書」にあたることは明らかである。
- (2) 本件開示請求における開示の方法は「写し（複製）の送付」であり、「閲覧」、「視聴」ではない。公開条例第2条第3号に開示とは「閲覧若しくは視聴に供し、又は写しを交付することをいう。」と規定しており、開示請求者の自由な意思のもとに選択できると理解する。

公開条例で写しの交付が認められているにもかかわらず、公開条例第2条第2号アの「閲覧、視聴」のみに言及して、異議申立て人が選択した「写しの交付」を除外したことは公開条例の実効性を失うこととなるもので解釈・運用を誤っている。

第4 実施機関の主張要旨

不開示理由説明書の記載内容及び口頭説明の結果をまとめると、実施機関の主張は概ね次のとおりである。

本件開示請求文書は、国有財産特別措置法に基づき、特例的扱いとして法務局から切り絵図の提供を受け作成し、さらに業者委託し電磁的处理をした成果品であり、条例第2条第2号に規定する「行政文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム、磁気テープその他情報が記録された媒体であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、実施機関が保有しているものをいう。」に該当するものである。

しかし、行政文書の全てが条例適用になるわけではなく、条例が適用されなくても容易に当該情報の入手ができるものとして、公開条例第2条第2号アにおいて「一般に利用することができる施設において閲覧若しくは視聴に供されているもの」は例外的に除くことが規定されている。

本件開示請求文書は、本市本庁舎内の土木部道路管理課及び真備支所建設課において関

覧に供するとともに写しの交付もおこなっており，例外的に除かれる場合に該当することは明らかであることから，公開条例第2条第2号アを適用し却下処分としたものである。

第5 審査会の認定事実

審査会において認定した事実は，次のとおりである。

- 1 本件行政文書は，実施機関が国有財産譲与申請のために業務委託して取得した文書及び磁気媒体（CD-R）である。
- 2 本件行政文書は，実施機関の庁舎内において，磁気媒体に記録された情報を用紙に出力し，紙媒体で閲覧に供するとともにその写しの交付も行っている。

第6 審査会の判断

本件行政文書は，公開条例第2条第2号に行政文書の定義として規定する「実施機関の職員が職務上作成し，又は取得した文書，図画，写真，フィルム，磁気テープその他情報が記録された媒体であって，当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして，実施機関が保有しているもの」に該当する。

これらの行政文書は紙媒体として実施機関の庁舎内において閲覧及び写しの交付を行っており，この紙媒体に出力された行政情報は磁気媒体に記録された行政情報と同一であると認められる。

従って本件行政文書は，一般に利用することのできる施設において閲覧又は写しの交付を受けることが可能であるので，公開条例第2条第2号アの規定に該当することは明らかであり，条例適用される行政文書から除かれるとした実施機関の判断は相当である。

第7 結論

以上の理由により，「第1 審査会の結論」のように判断する。

第8 審査会の処理経過等

審査会の処理経過及び審査会委員は、次のとおりである。

1 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成18年 4月28日	諮問書及び不開示理由説明書の收受
平成18年 6月28日	第1回審査会 (実施機関からの事情聴取)
平成18年 8月 8日	第2回審査会
平成18年 9月 7日	答申

2 倉敷市情報公開・個人情報保護審査会委員

氏 名	職 名
会 長 白 井 公 平	弁 護 士
副会長 西 浦 公	岡山商科大学法経学部教授
清 野 幸 代	弁 護 士
守 屋 明	関西学院大学法学部教授
黒 神 直 純	岡山大学大学院 社会文化科学研究科教授